

第百八十二号議案

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年九月二十日

提 出 者 東 京 都 知 事 小 池 百 合 子

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第一号中「同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同条第三項第一号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第十三条第三項第三号及び第四号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第十三条の三第一項第二号中「（配偶者の）」を「又はパートナーシップ関係の相手方（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも）」に改め、「、配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第十四条の二第一項及び第二項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。

（提案理由）

第百八十二号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第八十五号）の施行を踏まえ、扶養手当の対象となる扶養親族に係る規定を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。